

答 申 書
(答申第171号)
平成26年3月14日

1 審査会の結論

〇〇市教育委員会からの通知書のうち、「処分の事由」欄の記述（根拠法令に係る記述を除く。）を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇市にて中学校教諭が学校生徒へのわいせつ行為を行い、平成〇年〇月〇日付で同市から懲戒免職とされた事件について、北海道教育委員会が保有する一切の資料。特に次のもの、1 懲戒処分が行われた経緯を示す学校事故調査報告書ほか資料
2 教育職員免許法に基づく当該教諭の教員免許の失効等処分に関する資料」である。

イ 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、①決定書「教育職員免許状の失効について」（平成〇年〇月〇日付け決定教職第〇号）、②決定書「教育職員免許状の失効について」（平成〇年〇月〇日付け決定教職第〇号）及び③報告書「教育職員免許状の失効に係る返納について」（平成〇年〇月〇日付け報告教職第〇号）（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同項第5号に規定する非開示情報（以下「5号情報」という。）に該当するとして公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた部分のうち、上記①の対象公文書に含まれる「通知書」（以下「本通知書」という。）の「処分の事由欄」の記述（根拠法令に係る記述を除く。以下同じ。）の非開示とした部分の開示を求めていることから、本件処分のうち、本通知書の「処分の事由」欄の記述を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本通知書の「処分の事由」欄の記述は、被害者や保護者等個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められることから、条例第10条第1項第1号に該当し、非開示とするものである、と主張する。

ウ 異議申立人が開示を求めている本通知書の「処分の事由」欄の記述は、懲戒免職処分の対象となった教育職員が被害者に行った行為について、具体的に記述がされている。

これらの情報は、既に懲戒処分の対象となった教育職員の氏名、学校名等が明らかになっている状況において、被害者について直接特定の個人が識別できないが、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、これが開示されると当該懲戒免職処分の原因となった事件の被害者であることが明

らかとなり、このような情報は通常他人に知られたくないと認められることから、当該記述は1号情報に該当すると判断する。

(4) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるものについては、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分において、本通知書を作成、提出した〇〇市教育委員会（以下「〇〇市教委」という。）が非公開とする情報を、取得した実施機関で開示した場合、今後、〇〇市教委が「処分の事由」欄に具体的な内容を記載しなくなるおそれがあり、その結果、実施機関は十分な情報が得られなくなり、教育職員免許状の返納事務に支障が生じると認められることから、条例第10条第1項第5号に該当し、非開示とするものである、と主張する。

ウ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第10条第1項第2号は、公立学校の教員が懲戒免職の処分を受けたときは、その者が有する免許状が失効する旨を定めている。また、免許法第14条第2号では、教育職員が免許法第10条第1項第2号に該当すると認められるときは、所轄庁は速やかに免許管理者にその旨を通知しなければならない、とされている。これにより通知を受けた免許管理者は免許状の失効の公告及び返納事務等を行っている。

本件において、所轄庁である〇〇市教委は教育職員を懲戒免職の処分としたことが免許法第14条第2号に該当すると認められるため、免許管理者である実施機関にその旨の通知書を提出するという法令に基づく行政機関間の業務遂行を行っているに過ぎないので、本通知書の「処分の事由」欄の記述について、仮に〇〇市教委が公開しない部分について実施機関が開示したとしても、〇〇市教委からの教育職員に対し懲戒免職の処分を行った旨の通知は、今後も法令に基づき行われるものであり、今後の実施機関の免許状の失効の公告及び返納事務等に支障をきたすおそれがあるとは認められないことから、当該記述は5号情報に該当しないと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|----------------------|---|
| 平成25年10月29日 | ○ 諮問書の受理（諮問番号440） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出 |
| 平成25年11月1日 | ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号440） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託 |
| 平成25年12月2日 （第二部会） | ○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議 |
| 平成26年1月15日 （第二部会） | ○ 答申案骨子審議 |
| 平成26年2月13日 | ○ 答申案骨子審議 |

| | |
|-------------------------|---------|
| (第二部会) | |
| 平成26年2月27日 (第71回審査会) | ○ 答申案審議 |
| 平成26年3月14日 | ○ 答申 |